

破産法改正

第6回 個人破産・免責手続

新破産法では、債務者について経済生活の再生の機会の確保を図ることも制度目的の1つであることが明記されたが（1条）、これに対応して、個人の破産・免責に関する見直しがなされた。

■自由財産の範囲

自由財産となる金銭の範囲について、旧法上は、個別執行における差押禁止財産と同じく、標準的な世帯の必要生計費の2月分（旧6条、民事執行法131条3号）とされていた。

新破産法は、破産の場面では個別執行において差押えが禁止される金銭の額に2分の3を乗じた額の金銭としたので、標準的な世帯の必要生計費の3月分（34条3項1号）の金銭が自由財産の範囲となる。この改正によって、自由財産となる金銭の範囲は、66万円から99万円に拡大する。債務者は、個別的な財産について強制執行を受ける場合と比べて、破産決定を受けることにより一時的に必要な資産を確保することが困難になるので、自由財産となる金銭の範囲を拡大した。また、新破産法は、申立てまたは職権により自由財産の範囲を個別的に拡張する途を設けることによって、破産者の個別的事情に即して柔軟に自由財産の範囲を拡張できるものとした（34条4項）。

■免責手続と破産手続の一体化

旧法上、免責の申立ては、免責手続が破産手続とは別個の手続であることから、破産宣告を受けた後に、

破産者が別途免責の申立てをしなければならない建前がとられていた。

新破産法は、破産手続開始の申立てと同時に免責許可の申立てをすることを可能とし（248条1項）、さらには債務者が破産手続開始の申立てをしたときは、反対の意思表示されていない限り、免責許可の申立てをしたものとみなすこととして（248条4項）、両手続の一体化を図った。

■免責手続中の個別執行禁止

旧法では、破産手続終了後免責決定までの間に、破産債権に基づいて給料等の差押えがなされることがあり、判例上も免責決定までの間の強制執行によって受けた弁済は、免責決定確定後も不当利得にはならないとされていたため（最判平2.3.20民集第44巻第2号416頁）、破産者の経済的更生が阻害されていた。

新法は、免責許可の申立てがあった場合には、全ての破産債権に基づく個別執行を禁止した（249条1項）。

■非免責債権の範囲の拡大

債務者の経済生活の再生の機会確保を図る一方で、特に要保護性が高いと考えられるものとして、①故意または重過失に基づく生命侵害等の不法行為債権、②養育費債権等を、新たに非免責債権に加えた（253条1項3号4号）。

（法律研究部倒産法部 榎本 久也）